

新型コロナウイルス感染症の影響により

後期高齢者医療保険料の納付が困難な方に対する減免制度について

対象となる方

- 1 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- 2 主たる生計維持者の事業収入等（不動産収入、事業収入、給与収入及び山林収入）の額が令和3年に比べて減少する見込みであり、かつ、次の要件の全てに該当する世帯

- ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ウ 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入等の所得以外の前年の合計所得額が400万円以下であること。

対象となる期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限の後期高齢者医療保険料

減免額の算定方法

対象1 の場合→同一世帯に属する被保険者の保険料額を全額免除

対象2 の場合→以下のとおり

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間} \\ \hline \text{保険料額 (A)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の主たる生計維持者の減少が} \\ \hline \text{見込まれる収入等に係る前年所得 (B)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の前年の} \\ \hline \text{合計所得金額 (C)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{減免対象} \\ \hline \text{保険料額} \\ \hline \end{array}$$

×

前年の合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免の割合 (D)	100%	80%	60%	40%	20%

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業した場合は前年所得にかかわらず全額免除

裏面に続く

<減免額の計算例>

夫婦2人（主たる生計維持者は夫）の世帯

令和3年	主たる生計維持者（夫）・・・	給与所得 100万円 <u>(B)</u>
		年金所得 70万円
	妻・・・	年金所得 10万円

前年の合計所得 180万円 (C)



主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ 30%以上の減少が見込まれる

令和4年	主たる生計維持者（夫）・・・	給与所得 60万円
		年金所得 70万円
	妻・・・	年金所得 10万円

年間保険料額 (A)
夫・・・17万円 妻・・・5万円

減免額の計算
夫 17万円 (A) × 100万円 (B) ÷ 180万円 (C) × 100% (D)
妻 5万円 (A) × 100万円 (B) ÷ 180万円 (C) × 100% (D)
= 9万円 (夫) + 3万円 (妻) 減免額 12万円 (E)

減免後年間 保険税額 (A - E)	1.0万円
--------------------------	--------------

申請手続

- 減免申請書
- 収入申告書

<添付書類>

- り患を証明する書類（対象1の方）・・・診断書等
- 前年収入のわかる書類（対象2の方）

(ア) 事業の廃止などの場合・・・廃業届、休業届などの写し

(イ) 失業の場合・・・退職証明書、雇用保険受給資格者証などの写し

(ウ) 収入減少などの場合

令和4年1月分から直近までの給与明細などの写しや、営業等の場合帳簿等の写し

・令和4年1月1日以降に坂町に転入された方は令和3年分の収入額のわかる書類
(令和4年度所得証明書など)

(エ) 保険金・損害賠償等により補填される場合・・・帳簿、保険契約書などの写し

窓口での受付の他、申請書等は坂町ホームページ (<http://www.town.saka.lg.jp>) からダウンロードすることもできます。また、申請書等を郵送することもできます。

お問い合わせ

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

坂町税務住民課 町民税係 電話 (082) 820-1503